



# 不審な料金請求メールには 電話をかけないで！

## 事例 1

大手通販サイトのお客様相談室を騙り「有料動画閲覧履歴があり、未納料金が発生しております。」と携帯電話にショートメッセージが届いた。不安になり、記載されていた電話番号にかけたところ、個人情報を取得され、高額な料金を請求されてしまった。

## 事例 2

事例1と同じメールを受けた。記載のあった電話番号にかけてはいけないと思い、インターネットで検索し、民間の消費生活センターに問い合わせた。担当者は「ショートメッセージを送ってきた事業者は悪質なので放置してはいけない。当窓口は公安委員会に届出をしている探偵業者で、依頼料は6万円になる。契約すれば、調査する」と言われ、送信した事業者に交渉してくれると勘違いをして、契約依頼した。

その後、業者から契約書が郵送され、記入・押印し、返送しようとしたところ、この業者（探偵業者）の評判が悪いことが分かり、不安になった。

## アドバイス

パソコンやスマートフォンで無料の動画サイトを閲覧する機会が多いことから、事例のようなメールやショートメッセージを受け取ると不安になると思われます。

しかし、業者は不特定多数の携帯電話番号宛てに送信しているだけで、法的手続きを取るなどと不安を煽り、お金を払わせる「架空請求」です。架空請求に対して、探偵業者に解決を依頼する必要はありません。一切連絡はせず、無視をしましょう。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず電話！

# 小金井市消費生活相談室

☎042-384-4999 (直通)

消費者ホットライン☎188 (いやや！)